

住み慣れた多くで、健康で安全に生活を続けていくために、福祉や介護の制度を上手に利用しましょう

みんなの介護保険

『福祉用具の貸与・購入サービス』を紹介します

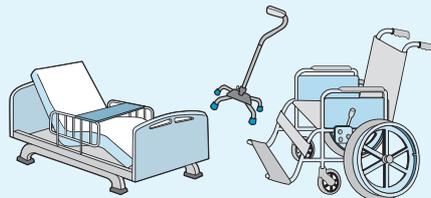
『福祉用具』とは、生活する環境を整え、日常生活の自立を助けるための用具です。下記のサービスの利用には必ず介護保険の要介護認定で、要支援1～2、要介護1～5の認定が必要になります。

利用を希望される場合には、市内の居宅介護支援事業所や在宅介護支援センター、地域包括支援センターへご相談ください。

1 福祉用具を借りる（福祉用具貸与）

●次の品目を指定業者からレンタルすることができます。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ①車いす★ | ⑩認知症老人徘徊感知機器★ |
| ②車いす付属品（電動補助装置など）★ | ⑪移動用リフト（つり具を除く）★ |
| ③特殊寝台（電動ベッド）★ | ※入浴用リフト（垂直移動のみ）、 |
| ④特殊寝台付属品（サイドレールなど）★ | 段差解消器なども該当します |
| ⑤床ずれ防止用具★ | |
| ⑥体位変換器★ | |
| ⑦手すり（工事を伴わないもの） | |
| ⑧スロープ（工事を伴わないもの） | |
| ⑨歩行器 | |
| ⑩歩行補助杖 | |



★印の福祉用具は、原則として「要支援1・2」、「要介護1」の人は利用できません。

●自己負担について

レンタル費用の1割が自己負担で、支給限度額が適用されます。用具の種類や事業者で金額は変わります。

2 福祉用具を買う（特定福祉用具販売）

●次の品目を指定業者から購入した際に、購入費が支給されます。ただし、申請が必要です。

※指定業者以外から購入された場合は、支給されませんのでご注意ください。

- ①腰かけ便座（ポータブルトイレ）
- ②特殊尿器
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトつり具



●自己負担について

いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などをそえて佐賀中部広域連合に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割が支給されます。（1割は自己負担）

※介護支援専門員（ケアマネジャー）や福祉用具販売指定事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

1・2月の主な行事

げんきアップさー来る（もりもりコース）

- 日時 1/5・12・19・26（毎週木曜日）
2/2・9・16・23
9:30～10:30（初心者）
10:45～11:45（経験者）
- 場所 スポーツピア

げんきアップさー来る（きらきらコース）

- 日時 1/6・13・20・27（毎週金曜日）
2/3・10・17・24
13:30～14:30（初心者）
14:45～15:45（経験者）
- 場所 スポーツピア

第5回 家族介護教室

- 日時 2/11（土）13:30～14:30
- 場所 社会福祉会館
- テーマ 心地よい介護を
～排泄ケアについて～
- 講師 田中信子先生
（中多久病院 作業療法士）
- 参加費 無料

福祉用具についての相談先

（居宅介護支援事業所等）

- ・多久市地域包括支援センター
（おたっしゃ本舗多久） ☎75-6033
- ・社会福祉法人多久市社会福祉協議会
☎75-3593
- ・天寿荘居宅介護支援サービス
☎74-4818
- ・ほのぼの長屋居宅支援事業所
☎75-3113
- ・愛あい居宅介護支援サービス
☎75-5797
- ・剛友会居宅介護支援サービス
☎74-2100
- ・居宅介護支援センター
多久いこいの里 ☎75-3558
- ・ホーム西溪ケアマネジメントサービス
☎75-4026
- ・ぽっかぽか・ハートケア多久
☎74-9388
- ・やすらぎ居宅介護支援サービス
☎75-4165
- ・ケアプランサービスライフ
☎74-3271